

保 護 者 各位

俱知安町長 文 字 一 志

令和7年度 俱知安町学校給食の取扱について

俱知安町では町内全小中学校に対して、学校給食の提供を行っております。  
 給食の提供にあたっては、以下の手続き等が必要となりますので、ご確認の上、該当書類を提出頂くようお願いいたします。

1. 令和7年度 学校給食費について

保護者様にご負担いただく学校給食費は、学校給食法の定めにより、児童生徒が食べる給食食材の費用にのみ充てられ、その他経費は俱知安町が負担しております。

給食費の額については、毎年度必要な経費を算定した上で年額を決定し、12か月で負担頂いております。本年度の学校給食費は以下の通りとなります。※前年度から変更ありません

令和7年度 学校給食費		児童・生徒1人当たりの給食費（円）					給食 日数
		日額（円）	月額（円）			年額 （円）	
			4月	5月～2月	3月		
小 学 校	1学年	252.07	3,800	4,300	2,600	49,400	196
	2学年	252.07	4,300	4,300	2,600	49,900	198
	3～6学年	255.87	4,300	4,300	3,360	50,660	198
中 学 校	1～2学年	307.66	5,100	5,100	4,200	60,300	196
	3学年	307.66	5,100	5,100	1,120	57,220	186

		1食あたりの単価内訳			1食あたりの容量		
		主食（円）	牛乳（円）	副食（円）	ご飯（g）		牛乳（cc）
小 学 校	1～2学年	32.27	60.41	159.39	70	カレーの場合 5g増量	200
	3～6学年	35.67	60.41	159.79	80	カレーの場合 5g増量	200
中 学 校	1～3学年	41.26	60.41	205.99	90	カレーの場合 5g増量	200

2. 学校給食の申込と提出書類について

給食の提供にあたって、以下に該当する方は書類提出をお願い致します。

なお、在校生については④第三子無償化に該当する方のみ提出が必要となります。

	書類の名称	提出期限	対象者
①	学校給食申込書（別記様式 第1号）	4月11日	新就学・転入された方
②	学校給食預金口座振替依頼書 （別記様式 第5号）	4月11日	新就学・転入された方 新たに口座振替を希望する方
③	食物アレルギーに関する調査	4月11日	転入された方
④	第3子以降の給食費免除に関する申請書 （別記様式 第2号）	4月11日	町内小・中学校（※高等学校除く）に 第3子以降の児童・生徒が在籍する方

（裏面へ続く）

①学校給食申込書（別記様式 第1号） 【対象：新就学・転入された方】

- ・本書の提出を持って給食提供の開始となります。新入学・転入される方は必ず提出してください。
- ・町内小・中学校内で進級する方、町内小学校を卒業し倶知安中学校に入学する方は、再提出の必要はありません。

②学校給食預金口座振替依頼書（別記様式 第5号） 【新就学・転入された方・口座振替を希望する方】

- ・学校給食費の納付は、可能な限り指定金融機関による口座振替をお願いしております。下記取扱い金融機関から、希望する銀行口座を記入の上、提出をお願い致します。
- ・在籍する児童生徒、教職員毎に提出が必要となります。既に兄弟が在籍している方でも、新入学の方は提出をお願いいたします。
- ・町内小・中学校内で進級する方、町内小学校を卒業し倶知安中学校に入学する方は、再提出の必要はありません。
- ・転入などによって、兄弟など複数名分の口座振替依頼書を提出する場合は、該当する児童生徒名を1枚にまとめて記入し、長子にあたる方が在学する学校へ提出してください。  
※複数枚 提出する必要はありません。
- ・期限までに申込がない場合は現金での支払いとなります。給食センターから送付する納付書にて役場出納室又は指定する金融機関で直接お支払いください。
- ・口座振替日は毎月27日（土・日・祝日の場合は翌日）となります。  
※4・5月給食費は5月に一括納付となります。

〈取扱い金融機関〉

- ・北洋銀行
  - ・北海道信用金庫
  - ・北海道労働金庫
  - ・ようてい農業協同組合
  - ・ゆうちょ銀行
- ※全金融機関において倶知安支店以外の全支店の取扱い可能です。

③食物アレルギーに関する調査 【対象：転入された方】

- ・倶知安町では子どもたちの安全確保の観点から、文部科学省・北海道が定める対応指針に基づく食物アレルギー対応を行っております。
- ・令和6年11月の新就学健康診断にて提出済みの方は不要となります。
- ・該当するアレルギーがない場合も必ず提出してください。

④第3子以降の給食費免除に関する申請書（別記様式 第2号）

【対象：町内小・中学校に第3子以降の児童・生徒が在籍する方】

- ・倶知安町では、子育て支援の一環として町内の小中学校（※高等学校を除く）に3人以上在学している児童生徒の方の給食費を免除としています。申請書の提出がない場合は免除適用とはなりませんので、第三子以降の方が在学する学校へ期日までに提出をお願い致します。
- ・生活保護、就学援助、特別支援就学奨励費の認定を受けている方も、町内小中学校に3人以上在学の児童生徒がいる場合は、本免除制度の対象となりますので、該当する方は必ず申請をお願い致します。

3. その他

①欠席等により給食を停止する場合

- ・給食費は病気や事故等により欠席して給食を受けなかった場合も、提供の準備がされておりますので給食費については納めて頂くこととなっております。

なお、保護者が学校へ「欠席のため給食の提供を受けない旨」の連絡を行い、かつ、その期間が連続して5日を超えて給食を受けなかった場合は、給食を受けない事となった日の翌々日から起算して減額となります。※詳しくは納入額決定（変更）通知より通知します。

②年度途中で転出入があった場合の給食費について

- ・給食日数(予定日数)に応じて給食費を計算致します。納めすぎの場合は還付、不足する場合は納入していただきます。

倶知安町学校教育課 学校給食センター  
虻田郡倶知安町北6条東10丁目2  
TEL：0136-22-0506  
FAX：0136-21-2150  
メール：kyuusyoku@town.kutchan.lg.jp